倶知安町創業等支援事業補助金　Ｑ＆Ａ（令和８年１０月更新）

〈補助対象者について〉

Q．既に創業しているが、対象となるのか。
Ａ．創業から５年未満であれば対象となります。

Q．既に個人事業主として５年間事業を営み、法人化した場合、対象となるのか。
Ａ．同一事業を行っている場合は、個人で事業を営んだ時点から通算するため、対象となりません。

Q．既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、新たに創業する場合は対象となるか。
Ａ．新たに法人を設立する場合は対象となります。（産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)に規定）ただし、既に営んでいる業種と別の業種であることが条件となります。

Q．一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となるか。
Ａ．本補助金は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第５項に規定する中小企業者を対象としています。
したがい、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。
他に、企業組合、協同組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP)、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q．一度廃業したが、再度創業し申請することは可能か。
Ａ．可能です。申請時に廃業届の写しを提出していただく必要があります。

Q．家族の事業を手伝っており、独立して同様の事業を始めようと考えているが、申請できるのか。
Ａ．生計を別にし、個別に事業主として所得税の申告を行う場合は申請できます。ただし、同じ事業を便宜上分けただけと見受けられる場合は申請できません。

〈補助対象経費について〉

Q．キッチンカーは対象となるのか。
A．車両費は対象経費となっているので、キッチンカーも対象となります。

Q．応接等で使用する椅子や机は対象となるのか。
A．汎用性が無いと判断可能であれば対象となります。

Q．同一事業で、本補助金と国・道その他団体の補助金を同時に利用することは可能か。
A．どちらも利用は可能ですが、対象経費から国・道その他団体からの補助金交付額を控除した額が対象経費となります。

Q．車両費は、どのような車でも対象となるのか？
A. その車両が申請する業務において欠かせないものである理由を説明する書類（任意様式）の提出が必要です。また、原則として車両本体価格が対象となり、創業しようとする事業の内容や事業規模に対して過大であったり不適当でないことが必要です。

Q．車両費には冬タイヤなど附属品が対象経費に入るのか？
A．原則として車両本体価格が対象ですので、冬タイヤなどの附属品は対象となりません。ただし、キッチンカーや工事用車両などでその附属品が無ければ事業自体を実施できない場合は対象となる場合があります。事前に相談ください。

Q．車両費の「商用に供する事が明らかな車両」とはどのようなもののことをいうのか？
A．例えばキッチンカーでの飲食事業を創業する方であればキッチンカー、建設業で創業する方であれば現場での作業車両や資材運搬車両、個人タクシーであれば使用するタクシーなど、その車両が無ければ創業しようとする事業が実施できないもののことです。

Q．車両費の「業務に用に供する部分」とはどういうことか？
A．個人事業主などで業務以外で使用する可能性がある場合に、税務署へ提出する家事按分における業務の部分や営業日数や業務形態などをもとに算出した業務で使用する部分ををいいます。

Q．備品購入費の「機械装置、工具、器具の調達費」はどのようなものが対象か？
A. 創業しようとする事業に欠かせないもので、他の方法で代替できないものです。例えば、除雪業であれば除雪機、パンや菓子製造業であればオーブンなど調理機材、写真撮影業であればカメラや照明機材などのようなものです。

Q．備品購入費の「パソコン、プリンター等の事務用品に係る備品購入の調達費」はどのようなものが対象か？
A．会計業務に使用するパソコンやプリンター、製品デザインに使用する専用ソフトウェアなど明らかに事業に使用するもののことをいいます。

〈補助事業について〉

Q. 既に事業の着手をしているが申請できるのか。
A. 補助対象となるのは、申請する日の前年度４月１日から申請年度３月31日までに支払いをした経費となりますので、上記期間に支払いを終えていれば(終える予定であれば)申請可能です。

Q. 町内に本社を構え、町外に店舗等を設ける際の改装費や広報費等は補助対象となるのか。
A. 町内で事業を行うことが条件となっている（要綱第３条第４項・第５項に記載）ため、町外で事業を行う方の申請は認められません。

Q. 補助金申請時と実際に購入する際の金額が変わってしまった場合、どうすればいいか。
A. 実績報告の際に報告していただきます。

〈補助事業で取得した備品等について〉

Q. 補助事業で取得した備品や改修した店舗は第３者に譲渡できるのか。
A. 補助金等の交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付又は担保にすることはできません。

〈その他〉

Q. 代表者が外国人で日本語がわからないため、ビジネススクールを代理受講したいが、創業支援を受けることができるのか。
A. 代表者がビジネススクールを受けていることが、創業支援の補助を受けることのできる条件となっているため、代理受講は認められません。